

(オ) 消費者教育・金融教育

【現状と課題】

近年、マルチ商法やキャッチセールスなど悪質商法やクレジットカード等による多重債務者が増加し、全国の自己破産件数は年間148,248件（平成19年度）に達し、深刻な社会問題となっています。

このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められています。

学校では、学習指導要領に基づき、物やお金を大切にすることを通じて正しい金銭感覚について学習しています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させ、消費者トラブルの未然防止や事後対策等についても学習しています。

多くの高等学校では、3年生を対象に、消費者トラブルを未然に防止するための消費生活講座等を実施しています。

【これからの施策の方向性】

これからの変化の激しい社会において自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など消費者教育の充実に努めます。

【主な取組】

特別活動、社会科や公民科、家庭科において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。

関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図るとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。

高等学校では、外部講師による消費生活講座など、より実社会に対応した消費者教育の充実に努めます。